

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通		
件名	国立競技場の一般廃棄物処分業務委託（可燃ごみ） （単価契約）	
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団	
契約方法	特別契約（特命随意契約）	
内 容		
<p>【目的】 国立競技場から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）を適正に処分するための委託を実施する。</p> <p>【主な業務内容】 一般廃棄物（可燃ごみ）の処分</p> <p>【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和7年9月30日まで</p>		
		<p style="text-align: center;">契約方法が競争入札以外の場合の理由</p> <p>○財団（施設利用者）と施設運営事業者の2者による協定において、大会期間における清掃及び廃棄物処理については、施設の維持管理との共存を図るため、施設運営事業者が施設の維持管理に伴い契約している既存事業者と財団が直接契約することを原則とする旨が定められている。</p>
		<p>契約締結前付議理由</p>
		付議基準
		入札・契約手続き等確認結果
		<p>所管部署</p>
		<p>業務室会場調整部会場調整課 FA : Venue Management</p>

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	国立競技場の一般廃棄物処分業務委託（可燃ごみ）（単価契約）
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における一般廃棄物処分に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会期間中における 気運醸成業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	スポンサー供給優先権に基づく特別契約 (特命随意契約)
内 容	
<p>【目的】 大会期間中において、大会アンバサダー活用した施策を展開し、テレビ放映等を通じて子供をはじめ幅広い層の人々の世界陸上に対する興味関心・認知度向上を図り、大会への気運醸成を図る。</p> <p>【主な業務内容】 ○プロモーション動画の作成</p> <p>【契約期間】 契約締結日から令和7年11月28日まで</p>	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
<p>○令和6年6月12日に締結したスポンサー契約（カテゴリー：放送・エンゲージメントサービス）により供給優先権を有する事業者と財団契約・調達細則22条に基づき特別契約を締結する。</p>	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	業務室広報・メディア部広報・メディア課 FA: PR & Promotional Campaigns

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会期間中における気運醸成業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における気運醸成に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 	

国際放送制作に係る負担金の支払いについて

- WA が国際放送制作に係る負担金の内容・規模などを具体的に示し、財団に提示することを WA と財団との間で約束
- 財団として、人件費や機材費の単価等の妥当性を検証（2025年3月）
→ 国際放送制作に係る負担金1,200万米ドルの40%を支払い
- 第3回の支払いに当たり、前回検証を行った人件費や機材費に係る数量や規模等について、実績見込などが確認できる資料に基づき、改めてその妥当性を検証
- 妥当性が確認できたため、支払期限までに残る負担金120万米ドルを支払う予定

（参考）支払時期について

- ドル建てで**1,200万米ドル**を**3度に分けて支払**
- 第3回の支払期限は9月で、送金に1週間程度必要

EOA記載の支払期限	支払予定金額
開始予定日の [1年] 前までに [50%]	\$ 6,000,000
開始予定日の [6ヶ月] 前までに [40%]	\$ 4,800,000
開始予定日の [1週間] 前までに [10%]	\$ 1,200,000

今回